

道路法施行令及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政  
令案要綱

第一 道路法施行令の一部改正

一 通学路その他の特に交通の安全を確保する必要がある区間に該当する道道又は道の区域内の市町村道における交通事故の防止を図るために必要な歩道の拡幅その他の改築に関する国の補助の割合の特例を定めるものとする事。  
(第三十四条の二の三第一項第三号イ関係)

二 無電柱化の推進のために必要な電線共同溝の建設その他の改築に関する国の補助の割合の特例を定めるものとする事。  
(第三十四条の二の三第一項第三号ロ関係)

三 その他所要の改正を行うものとする事。

第二 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正

一 通学路その他の特に交通の安全を確保する必要がある区間に該当する一般国道又は都府県道若しくは市町村道（道の区域内のものを除く。）における交通事故の防止を図るために必要な歩道の拡幅その他の改築に関する国の負担又は補助の割合の特例を定めるものとする事。

(第一条第三項第三号イ及び第二条第二項第三号イ関係)

二 無電柱化の推進のために必要な電線共同溝の建設その他の改築に関する国の負担又は補助の割合の特例を定めるものとする事。

(第一条第三項第三号ロ及び第二条第二項第三号ロ関係)

三 その他所要の改正を行うものとする事。

### 第三 附則

この政令は、令和二年四月一日から施行するものとする事。

(附則関係)